

身体障害者手帳を取得できない中等度難聴の 65 歳以上の 高齢者を対象にした高齢者補聴器購入費助成について

三郷町では、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、医療機器認証番号の表示がある補聴器の装用を促進することにより、高齢者の社会参加及び地域交流を支援し、高齢者福祉の増進に資するため、補聴器を購入する方に対して、その費用の一部を助成します。

助成を受けるためには、三郷町高齢者補聴器購入費助成金交付意見書（町独自様式）が必要になります。診察及び検査の実施、意見書の発行の協力をお願いします。

~~~~~制度の概要(町民の方への周知内容)~~~~~

### 対象者

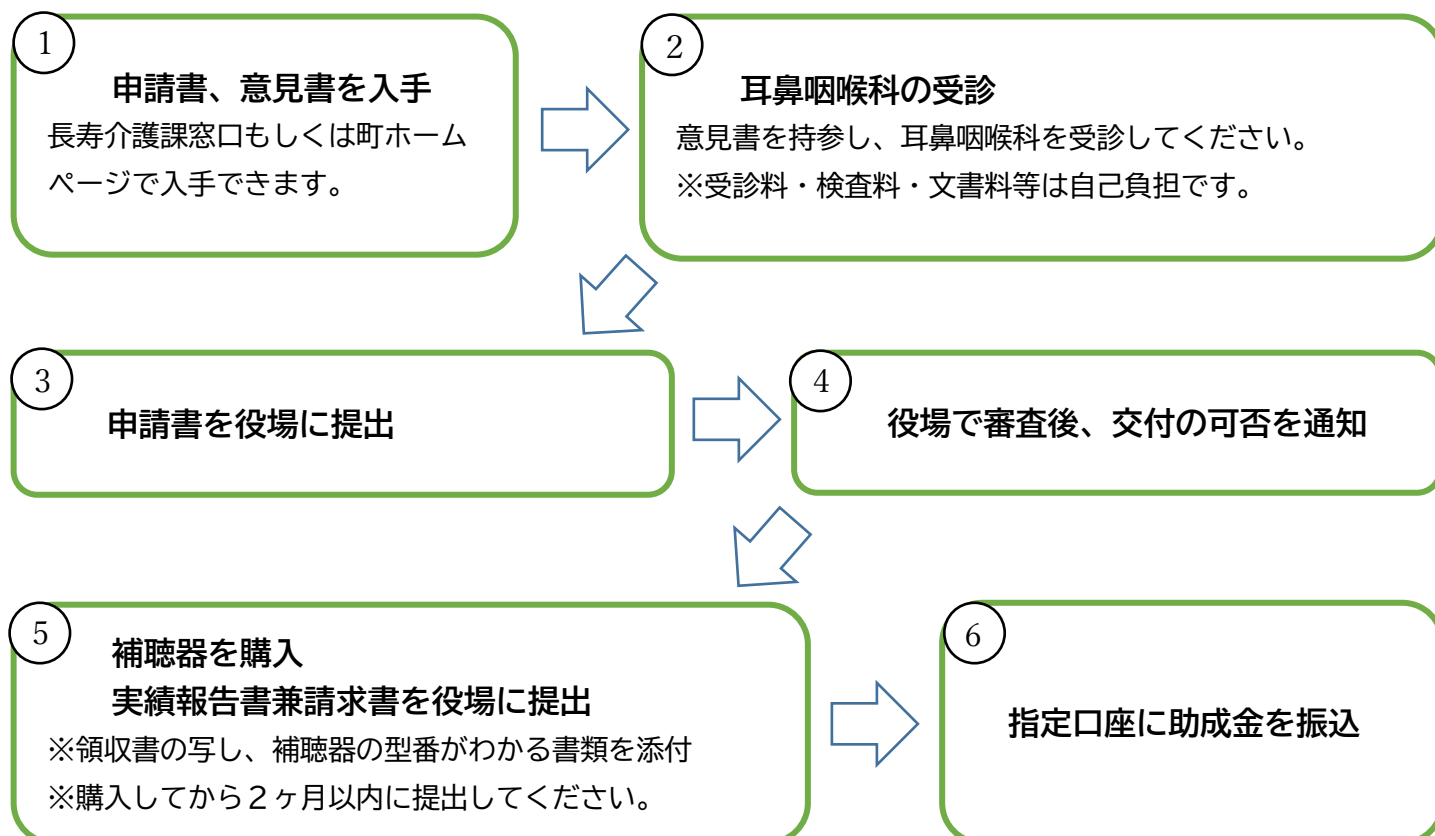
- ・三郷町在住の 65 歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の方（※） または  
一側耳の聴力レベルが 30 デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の方  
（※ 令和 7 年 1 月申請分より「50 デシベル」を「40 デシベル」に変更しました。）
- ・聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる方
- ・町税を滞納していない方



### 助成金額

- ・補聴器 1 台分の購入費用の 2 分の 1（上限 2 万円）  
※購入費用には、付属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は含みません。

### 申請の流れ



## 医療機関のみなさまにご確認いただきたいこと

### 1 耳鼻咽喉科への受診

患者様へは専用の意見書「第3号様式（第5条関係）三郷町高齢者補聴器購入費助成金交付意見書」をお渡ししています。病院に持参されていない場合は、役場長寿介護課へ取りに来ていただくか三郷町ホームページでダウンロードしていただくよう依頼してください。

### 2 聴力検査の実施・対象者の可否判断について

聴力検査を実施していただき、対象聴力に該当するか確認をお願いします。

① 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満

② 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上

※①または②のどちらかに該当する場合、助成の対象になります。

※身体障害者手帳を取得できないレベルの中等度難聴程度の方を対象としています。

### 3 意見書の記入について

助成対象に該当すると判断された場合のみ、意見書への記入をお願いします。

意見書にはオーディオグラムを添付してください。

意見書の役場への提出は患者様にお願いしていますので、患者様へお渡しください。

※オーディオグラムは3ヶ月以内のものを有効としています。

#### 文書料について

この制度を利用した補聴器購入費の助成を受けるための受診料・検査料・文書料等は全て患者様の自己負担となります。町からの助成はございません。

※文書料が発生するため、この制度の対象外となる場合は、意見書への記入をしないようにお願いします。

#### 購入する補聴器について

対象となる補聴器は、医療機器認証番号の表示があり、医師が補聴器の使用が必要だと認める耳に装用する補聴器です。購入場所に関する指定がございません。

※購入にかかる見積書及び領収書、補聴器の製造会社・種類・型番がわかる書類を発行できる店舗